

前橋市監査委員公表第22号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年1月6日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

## 都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年7月22日～11月17日

措置通知書提出日 令和4年12月16日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：建築住宅課】</p> <p>1 解体工事における発注者の石綿含有調査について（要望事項）</p> <p>発注者は、現場状況の把握、適正な設計・積算を行うための石綿含有調査を下記ア、イのとおり適切に行っていない。</p> <p>石綿含有調査について、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日 社会資本整備審議会）では、「発注者は、改修工事の対象となる既存建築物の状況把握のために、必要な事前調査（石綿の有無の調査等）を行う必要がある。」との見解が示されていることを踏まえ、マニュアル等を整備するなど、必要な分析調査を適切に行うよう検討されたい。</p> <p>ア 旧市立前橋高校第一体育館解体工事において、発注者が工事発注前に行った石綿含有調査業務で、分析調査が必要であるとされた建材について、調査を行わずに解体工事を発注していた。</p> <p>イ 環境省告示第76号では、元請業者が行う解体工事が特定工事に該当するか否かについての調査をする者として、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程による調査者等と定めているが、旧大胡幼稚園教室棟解体工事においては、仕上塗材等については同登録規程による調査者による分析調査を行っていたものの、シーリング材については、同登録規程によらず、市担当者による設計図書等の調査及び現地確認のみによって石綿が含有されていないものと判断していた。</p>	<p>解体工事を行う際の、石綿含有調査業務においては、調査結果の確認を複数人で行い、石綿含有調査対象材料が不足することのないようにした。</p> <p>また、解体工事における有資格者による事前調査は、元請け業者によるものが原則であるが、今後は市担当者にも建築物石綿含有建材調査者講習登録規程による調査者資格の取得を進め、発注者による事前調査も有資格者によるものとするものとした。</p> <p>更に、発注者が行う石綿含有事前調査について、契約監理課及び教育施設課と協議し、マニュアル等を作成することを決定した。</p>

## 建設部工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年7月22日～11月17日

措置通知書提出日 令和4年12月23日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：道路管理課】</p> <p>1 書面の取り交わしによる契約履行について (指摘事項)</p> <p>建設工事請負契約約款第1条第5項では、約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾、催告及び解除は、書面により行わなければならないと規定されているが、下川淵地区 側溝新設工事(道水第18号)において、工事打合せ書を用いた書面による請求、承諾の記録がないまま、変更契約が行われていた。</p> <p>変更契約に当たっては、約款にのっとり書面をもって契約履行を行うよう改善されたい。</p>	<p>書面の取り交わしによる契約履行について、変更契約に当たっては、口頭による協議ではなく、工事打合せ書等の書面をもって受注者との協議を行い、契約約款に基づく適正な契約の履行を実施するよう課内で周知を行った。</p> <p>なお、監査結果を受けて、同様工事における変更契約に当たって、書面で協議が行われたことを確認した。</p>

# 教育委員会事務局工事監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年7月22日～11月17日

措置通知書提出日 令和4年12月16日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：教育施設課】</p> <p>1 改造工事における発注者の石綿含有調査の不足について（要望事項）</p> <p>桂萱東小学校南校舎長寿命化改修ほか建築工事において、発注者は、現場状況の把握、適正な設計・積算を行うため、工事発注前に仕上塗材等については石綿含有の調査を行っていたものの、シーリング材及び成形板等については調査を行っていなかった。</p> <p>石綿含有調査について、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成29年1月20日 社会資本整備審議会）では、「発注者は、改修工事の対象となる既存建築物の状況把握のために、必要な事前調査（石綿の有無の調査等）を行う必要がある。」との見解が示されていることを踏まえ、マニュアル等を整備するなど、工事発注における必要な事前調査を、適切に行うよう検討されたい。</p>	<p>改造工事における発注者の石綿含有調査については、監査結果を踏まえ、大気汚染防止法における特定工事について、今回の事例を課内に周知し、石綿含有調査対象材料に漏れないよう、適切な事前調査を徹底することとした。</p> <p>また、発注者が行う石綿含有事前調査について、契約監理課及び建築住宅課と協議し、マニュアル等を作成することを決定した。</p>